

出典：裁判所ホームページ（<https://www.courts.go.jp>）の裁判例情報をもとに作成

事件番号	昭和 42(オ)718	原審裁判所名	東京地方裁判所
事件名	境界確定請求	原審事件番号	昭和 37(シ)127
裁判年月日	昭和 43 年 2 月 22 日	原審裁判年月日	昭和 40 年 9 月 30 日
法廷名	最高裁判所第一小法廷		
裁判種別	判決		
結果	棄却		
判例集等	民集 第 22 巻 2 号 270 頁		

判示事項	一、上告裁判所である高等裁判所の意見が前に上告裁判所である大審院の法令の解釈についてした判決に反するとして事件が最高裁判所に移送された事例 二、境界確定の訴と取得時効
裁判要旨	一、（省略） 二、取得時効の成否は、境界確定の訴における境界確定とは関係がない。

全 文	
主 文	本件上告を棄却する。 上告費用は上告人の負担とする。
理 由	上告代理人青柳孝夫の上告理由第一点について。 <u>境界確定の訴は、隣接する土地の境界が事実上不明なため争いがある場合に、裁判によつて新たにその境界を確定することを求める訴であつて、土地所有権の範囲の確認を目的とするものではない。したがつて、上告人主張の取得時効の抗弁の当否は、境界確定には無関係であるといわなければならない。けだし、かりに上告人が本件 a 番地の b の土地の一部を時効によつて取得したとしても、これにより a 番地の c と a 番地の b の各土地の境界が移動するわけのものではないからである。上告人が、時効取得に基づき、右の境界を越えて a 番地の b の土地の一部につき所有権を主張しようとするならば、別に当該の土地につき所有権の確認を求めるべきである。それゆえ、取得時効の成否の問題は所有権の帰属に関する問題で、相隣接する土地の境界の確定とはかかわりのない問題であるとした原審の判断は、正当である。所論引用の判例は、当裁判所の採らないところである。原判決に所論の違法はなく、右と異なる見解に立つ論旨は採用することができない。</u> 同第二点について。 本件 a 番地の c の土地と a 番地の b の土地の境界が A B 線である旨の原審の認定判断は正当であつて、その過程に所論の違法は認められない。論旨は、原審の適法にした証拠の取捨判断、事実の認定を非難するものであつて、採用することができない。 よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。 （裁判長裁判官 大隅健一郎 裁判官 入江俊郎 裁判官 長部謹吾 裁判官 松田二郎 裁判官 岩田誠）

※参考：判例タイムズ 219 号 84 頁、判例時報 514 号 47 頁、不動産取引の紛争と裁判例〈増補版〉RETIO322 頁